

○同行援護サービス費の算定構造(案)

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 2人の同行援護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)
イ 身体介護を伴う場合	(1) 30分未満 (254単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)						
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)						
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)						
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)						
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83 単位)						
ロ 身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100					
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)						
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)						
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							